

# 会 議 録

## 1 会議名

第1回上越市自治基本条例検証委員会

## 2 議題（公開・非公開の別）

- (1) 委嘱状の交付（公開）
- (2) 座長・副座長の選出（公開）
- (3) 検証委員会の進め方について（公開）
- (4) 検証報告書（素案）の概要について（公開）

## 3 開催日時

令和4年11月24日（木）午前10時から午前11時25分まで

## 4 開催場所

上越文化会館 大会議室

## 5 傍聴人の数

1人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：丸山景子、上原みゆき、熊木敏夫、新保絵梨、岡田龍一、吉田実、村田敏昭、石田ひとみ、吉田昌幸、内海巖
- ・事務局：野上自治・市民環境部長、田中自治・地域振興課長、佐藤自治・地域振興課参事、白倉係長、草間主任

## 8 発言の内容（要旨）

### (1) 開会

#### 【佐藤参事】

上越市自治基本条例検証委員会を開会します。

本日はご多忙の中、また、悪天候の中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、上越市自治・地域振興課の佐藤と申します。

座長・副座長が選任されますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

会議に入ります前に、本日の資料を確認させていただきます。

事前に送付させていただいた資料といたしまして、まず、本日の次第、それから資料No.1 開催要綱資料、資料No.2 が委員名簿、資料No.3 が検証報告書（素案）、資料No.4 が全体スケジュール、No.5 が逐条解説書、資料No.6 が意見提出用紙、No.7 が日程調整表となっております。

たくさんございますけれども、お手元がない資料はございませんでしょうか。

## (2) 委嘱状の交付

### 【佐藤参事】

それでは早速ですが、次第の2、委嘱状の交付に移ります。

委員の皆様への委嘱状の交付につきましては、それぞれのお席に置くことで代えさせていただきますので、ご了承、ご確認をお願いいたします。

## (3) 挨拶

### 【佐藤参事】

続きまして、自治・市民環境部長の野上からご挨拶を申し上げます。お願いします。

### 【野上部長】

自治・市民環境部長の野上と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日はご出席いただき、大変ありがとうございます。

また、皆様におかれましては、当検証委員会の委員をお引き受けくださり、大変ありがとうございます、重ねてお礼申し上げます。

本市の自治基本条例は、平成17年の市町村合併以降、多くの市民の皆さんから参画いただきながら、2年10か月にも及ぶ検討期間を経まして、平成20年に施行しました。

本条例では、本市における自治の基本理念を始めとしまして、自治の担い手の権利・権限や責務、さらには市政運営の仕組みなど、自治の基本となる事項を定めており、市では、この条例を市民、市議会、市長が共有することによって自主自立のまちづくりを一層推進することとしております。

条例におきましては、「市長は5年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない」、また、「見直しにあたっては、市民の意見を聞くために必要な措置を講じなければならない」と規定されているところでございます。

この検証委員会は、その措置の一つと位置付けまして、平成20年の条例制定後3回

目となる定期的な見直しを行っていただくものでございます。

専門的な内容も含まれますので、難しいと感じるところもあるかもしれませんが、ぜひ、お一人お一人のお立場から、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

長丁場となりますが、ぜひお力添えをいただきますことをお願い申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

#### (4) 委員紹介

##### 【佐藤参事】

それでは次に、次第の4、委員の紹介に移ります。

本日は初めての顔合わせとなりますので、委員の皆さんから一言ずつ自己紹介をお願いしたいと存じます。

なお、本日は、松澤委員、熊田委員、小林委員、河西委員がご都合により欠席となっております。

それでは、丸山委員から順番にお願いします。

##### 【丸山委員】

おはようございます。丸山景子と申します。よろしく願いいたします。

いち一般市民ではございますが、まずもってすいません。コロナ禍の中でこういった会議を開催していただいて、本当に感謝しております。今後ともよろしく願いします。

一般市民の目線として、意見の反映や、昨今社会情勢の目まぐるしい中、こういった条例の変化、変革、これが上越市にとってよきアドバイス、そして、未来への意見の反映がかなうことに努めたいと思います。

よろしく願いいたします。

##### 【上原委員】

おはようございます。上原みゆきと申します。公募委員でございます。

一生懸命務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

##### 【熊木委員】

おはようございます。

町内会の方から参りました、有田地区町内会長協議会の熊木と申します。

よろしく願いします。

##### 【新保委員】

おはようございます。くびき野NPOサポートセンターの新保と申します。

NPOと書いてありますが、社会活動だとか、行政、民間、企業、また、市民を超えた協働などの観点から、私もこういった会に貢献させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

**【岡田委員】**

おはようございます。中郷区から来ました、中郷区まちづくり振興会の岡田と申します。

まちづくりの立場としていろいろとお話しできればいいかと思うのですが、前回の時も確かお邪魔させてもらったと思うのですが、何せ時間が過ぎて忘れてしまったので、もう1回勉強、再確認しながら進めさせてもらいたいと思います。よろしく願いします。

**【吉田実委員】**

市民環境プロジェクトの吉田と申します。

もう10何年になりますか、市と協働で、いろいろな環境のボランティア活動に取り組んできております。

あと、地域協議会でも春日区の地域協議会副会長をやっている、今ちょうど代わり端というか、市長が代わっていろいろ政策が転換しつつある中で、しっかりとやっています。よろしく願いします。

**【村田委員】**

改めておはようございます。金谷区の地域協議会会長職を仰せつかっております、村田敏昭でございます。

不慣れな場であるなど思ったり、皆様方の足手まといにならないように務めさせていただくつもりでありますので、ご指導いただきますことをお願い申し上げまして挨拶といたします。

**【石田委員】**

おはようございます。安塚区より参りました、石田ひとみと申します。

安塚区の地域協議会の副会長をさせていただいております。

この会議に参加させていただくに当たり、まずもって勉強不足で何もわからない身ではありますが、皆様のご意見を拝聴させていただいて勉強させていただきたいという気持ちで参加させていただきました。よろしく願いいたします。

**【吉田昌幸委員】**

上越教育大学の吉田と申します。

前回もこの委員会に確か参加させていただいたのですが、今回またお世話になると思いますので、よろしくお願いします。

#### 【内海委員】

おはようございます。上越創造行政研究所の内海と申します。

市の組織の中の部署でして、人口のデータ分析とか、勉強会等を行っている部署になります。

私自身は、15年ほど前の策定の経緯、経過について、かすかな記憶があるというふうに思っていますので、そこを思い出しながら必要に応じてお話しさせていただければと思っています。よろしくお願いします。

#### 【佐藤参事】

ありがとうございました。

それでは、ここで事務局の職員を紹介させていただきます。

自治・市民環境部長の野上です。自治・地域振興課課長の田中です。自治推進係長の白倉です。同じく自治推進系の草間です。

私は、自治・地域振興課参事の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

#### (5) 座長・副座長の選出

#### 【佐藤参事】

次に、次第の5、座長・副座長の選出に移ります。

お手元の資料No.1の開催要綱第5条に、座長及び副座長は、委員の互選により選出することとなっております。

本日初めて顔を合わされたという方もいらっしゃるかと思いますので、差し支えなければ、事務局の案をお示しさせていただいてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

— 「よい」の声多数 —

ありがとうございます。

事務局の案といたしましては、議事を分かりやすく進めていただきたいと思っていますので、座長は経済を専門分野とされておられます、上越教育大学准教授の吉田昌幸委員に、また、副座長はNPO法人を中心に様々な市民活動の法人化や運営のサポートを行われているお立場から、新保絵梨委員にお願いしたいと思っています。

ご賛同いただける方は、拍手をお願いします。

— 一同拍手 —

ありがとうございます。委員の皆さんからご賛同いただきましたので、座長は吉田昌幸委員、副座長は新保絵梨委員にお願いいたします。

吉田委員、新保委員は、正面の席にご移動の方をお願いいたします。

それでは大変恐れ入りますが、一言ずつご挨拶を賜りたいと思います。初めに、吉田昌幸座長からお願いいたします。

**【吉田座長】**

座長を務めさせていただきます、吉田です。よろしくお願いいたします。

この自治基本条例というのは、市民と市長と市議会、この3者で上越市をより良くしていくと、そのために最も基本的な、必要な条例ということですので、皆さんの日々感じていらっしゃる視点から、様々な意見をいただけるといいかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【新保副座長】**

改めまして失礼いたします。

私よりも皆さんご経験が本当にたくさんある方がいらっしゃる中で大変恐縮ですが、本会がとても有意義な会になるよう、また、スムーズに進行ができるよう、座長の吉田さんを中心としまして、私も貢献していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【佐藤参事】**

ありがとうございました。

それでは、設置要綱第5条第3項の規定に基づき、この後の進行は吉田座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**(6) 議事 ((1)検証委員会の進め方について)**

**【吉田座長】**

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

次第6(1)、検証委員会の進め方について、まずは事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

**【佐藤参事】**

それでは、検証委員会の進め方につきまして、私の方からご説明させていただきます。

資料は、No.3 自治基本条例検証報告書（素案）、この分厚いほうの資料の2ページに

なります。1 ページをお開きください。

たくさん込み入った説明になりますので、気を楽しんで、お聞きいただければと思います。

(1)見直しの目的の枠の中は、この条例の逐条解説を抜粋したものであります。

自治基本条例第 44 条第 1 項では、「市長は、5 年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない」としておりまして、このたびの見直しは、この規定に基づき行うものであります。

この条例の見直しにつきましては、趣旨に書いてありますとおり、条例を時代に合ったものとし、当市における自治のあり方をより進んだものとしていくために、社会経済情勢の変化に照らして、条例の規定を変える必要があるかどうか、検証するというところであります。

このような考え方に基づいて、これまで市の内部で検証を行ってまいりました結果が、資料 3 の素案であり、本検証委員会では、この素案を基にご意見をいただきたいと考えております。

次に、見直しの全体スケジュールについてご説明します。資料No.4 自治基本条例の見直しの全体スケジュールをご覧ください。

本検証委員会での検証につきましては、条例第 44 条第 3 項に定める「市民の声を聞くための措置」、網掛けが付してありますけれども、市民の声を聞くための措置の一つとして位置付けております。

初回であります本日の検証委員会では、事務局の方から素案についてご説明し、委員の皆さんからご意見を伺う予定でございます。

その後、2 回の会議の開催を通じて来年 1 月下旬までに、検証報告書の案をまとめたいて考えております。

また、検証報告書の案につきましては、市民の声を聞くための、もう一つの措置といたしまして、年明け 2 月にパブリックコメントを行い、今度は広く市民の皆さんからご意見を募集する予定といたしております。

そして、3 月中旬の第 4 回では、そのパブリックコメントで寄せられたご意見についてのご報告と、最終版の検証報告書の案について、委員の皆さんからご意見をいただき、翌 4 月には、最終報告書を公表する予定といたしております。

この間の会議の開催に当たりましては、できるだけ事前に資料をお配りしたり、書面でご質問やご意見をいただくなど、できるだけ効率的に進められるように配慮してま

いりたいと考えております。

なお、この度の見直しにつきましては、市議会の所管の委員会であります、総務常任委員会の所管事務調査も、1月下旬頃に行われる予定であります。

その際には、本検証委員会での議論についても報告をいたしますし、また、その所管事務調査での議論につきましても、この検証委員会にご報告し、見直しに生かしてまいりたいと考えております。

検証委員会の進め方及び全体スケジュールにつきましては、以上であります。

**【吉田座長】**

ありがとうございました。

ただいまの説明に関してご質問のある方は、挙手をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

— 質疑なし —

よろしいでしょうか。進め方についてはこういう形で進めていくという形になりますので、よろしくをお願いします。

(7) 議事 ((2)検証報告書(素案)の概要について)

**【吉田座長】**

それでは、次第の6の(2)、検証報告(素案)の概要についてに移ります。事務局の方から説明をお願いします。

**【佐藤参事】**

それでは引き続きまして、検証報告書(素案)の概要についてご説明させていただきます。

こちら説明が長くなるかと思っておりますので、概要について簡潔に説明してまいりますので、よろしくお願いいたします。

資料は、資料No.3の素案の2ページから4ページになります。

まず、今回の見直しの前提となります、平成24年度に行いました1回目の見直しの経過と、5年後の平成29年度に行いました2回目の見直しの経過についてご説明いたします。

1回目の見直しは、条例制定後、最初の見直しでありましたことから、市としても、試行錯誤を重ねつつ、2ページから3ページに記載した経過で、見直しが進められました。

1回目の見直しの結果、確認した点、確認できた点といたしましては、3ページ目の



下の枠の中に囲んで記載してありますとおり、「自治基本条例は、自治の推進に係る基本理念や、様々な制度の意義等について明らかにした理念条例であり、その本質は、よほどの社会経済情勢の変化がない限り、変わるものではない」ということであります。

4 ページをご覧ください。

2 回目の見直しでは、1 回目の見直しで確認いたしました、条例の本質を踏まえまして、中段の枠の中に記載してありますとおり、「社会経済情勢の変化に照らして、条例の規定に不備が生じていないか」という視点に絞り、条例の改正が必要となるような社会経済情勢の変化がないかどうか、専門的、具体的な観点から分析し、条例改正の可否を検証いたしました。

具体的には、まず、市がセルフチェックを行いながら、法令改正や地域経済の動向など、社会経済情勢の変化を踏まえ、検証報告書の素案をまとめました。

次に、公募市民と地域活動団体の代表者に、専門家も加えた自治基本条例見直し検討委員会を設置し、検証報告書の素案について検証いたしました。

また、見直し検討委員会での検証を経た素案について、市議会へ報告いたしました。あわせて、検証報告書の素案について広く市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施したところであります。

こうした手順を経て、平成 30 年 4 月に市として上越市自治基本条例に係る検証報告書を取りまとめ、公表したものでございます。

5 ページ、1-2 見直しの方法をご覧ください。

3 回目となる今回の見直しでは、2 回目の見直しと同様、社会経済情勢の変化をしっかりと分析することに重点を置きまして、その結果を条例の各条項に照らして、改正の必要性を検証することといたしております。

分析の考え方は、(1)社会経済情勢の分析で整理しました。

まず、社会経済情勢の変化は、一般的には、人々の生活の状況としての社会環境と、人間の意思では変えられない自然環境、法令等の制度環境の三つの側面からとらえることができます。

この三つの側面から、条例の各規定を検証するため、中段の表にお示しした、人口動態、産業を始めとする、11 項目を設定し、分析したところであります。

なお、1 の人口動態につきましては、他の社会経済情勢の分析の前提となる項目であるというふうに位置付けております。

具体的な分析に当たっては、1 の人口動態から 10 の環境までは、人口や世帯数、求

人倍率などの統計資料や国の白書等をもとに行っております。

また、11 の法令改正等の動向では、自治基本条例に関わりのある法令について、前回の見直しからこれまでの間におきまして、新たに制定又は改正された内容について確認したものであります。

なお、中段の枠の中に※で記載しているように、皆様もご存知かもしれませんが、現在市では、地域自治推進プロジェクトを立ち上げまして、その中で地域の活動団体や地域協議会等の在り方について検討を進めているところであります。

この検討の結果、あるいは本条例の見直しを行う必要があると認めた場合には、改めましてこの委員会等を通じて、関係条項の改正の必要性についての検証を行うことといたしております。

次に、(2)関係条項の検証（考察）については、社会経済情勢の分析を踏まえ、各項目に関係する条項の必要性そのものに変化がないか、あるいは、各条項で規定している内容を変更する必要があるかどうかを検証しております。

続きまして、7 ページ、2 社会経済情勢の分析と関係条項の検証をご覧ください。このページ以降で、11 の項目ごとに検証を整理しております。

11 ページの 2-2 産業を例にご説明させていただきます。

検証の流れは、まず、情勢分析で国全体でありますとか、当市を取り巻く情勢がどのように変化しているか、また、当市の取組等について記載しております。

12 ページの関係条項とありますのは、情勢分析での記載内容に関係する条項を記載しております。

次の考察につきましては、考察①②③とございますけれども、①では、その前の情勢分析で明らかになった社会経済情勢の変化について、ここで一旦簡潔にまとめまして、②では、そのような変化を踏まえた中で、関係条項そのものの必要性についての考察を行っております。

さらに、③では、同じく社会経済情勢の変化を踏まえまして、各条項が規定する内容ですとか、文言を変更する必要があるか否かについての考察を記載しております。

次の評価結果、一番最後にあります評価結果につきましては、関係条項に関する検証の結論をここで記載しております。

なお、次に 13 ページには、検証結果を見る際の参考といたしまして、関係条項の本文と、逐条解説から抜粋した条項の趣旨を記載しております。

なお、7 ページに戻りまして、2-1 人口動態につきましては、先ほども申し上げまし

たとおり、他の項目に関する分析の全般にわたる前提となる項目でありますことから、関係条項は記載せず、9 ページの考察につきましても、他の項目との関わりも含めた考察を整理させていただいております。

それでは、2-1 人口動態から、各項目についての概要の説明をさせていただきます。

2-1 の人口動態につきましてもです。

こちらは 1 枚はぐっていただいて 8 ページの下の方に、※で参考とした資料を掲げさせていただきますけれども、ここにもありますとおり、5 年に 1 度実施されます国勢調査ですとか、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等々の資料をもとに分析をさせていただいております。

人口につきましては、人口の数はもとより、高齢化、少子化の状況ですとか、三世帯世帯が減少する一方で、単独世帯やひとり親世帯が増加しているといった現状等について分析を行っております。

考察のところですね。情勢分析を踏まえた考察といたしましては、中段にありますとおり、国内の総人口が減少に転じ、当市においても、地域によってその状況は異なるものの、総人口の減少や高齢化、少子化の進行、単身世帯や核家族世帯の増加、三世帯世帯の減少、ひとり親世帯の増加といった変化が見られる。人口規模から見ると、当市は現時点では、自治体の存立そのものを揺るがすような事態には至っていないものの、市街地におきましても、人口密度の低下ですとか、中心部の空洞化への対応等々の課題が顕在化しているといった状況をここでまとめてございます。

こうした中、人のつながりを基盤として成り立つコミュニティの機能が低下し、地域の助け合い、支え合いの力が弱まるなどの課題も顕在化する中で、人や地域のつながりの強化が一層重要となっているというふうに考察の結果をここで整理させていただいております。

続きまして 2-2 産業です、11 ページになります。

こちらにつきましては、内閣府の年次経済財政報告ですとか、市が公表しております各種資料をもとに分析の方を進めたところでもあります。

内容もたくさんありますけれども、外国人労働者の動向ですとか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うテレワークの広がりなど労働環境の動向についてもここで整理させていただいております。

こうした情勢分析のまとめといたしまして、考察の①、我が国及び当市における経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による落ち込み、感染拡大の影響や国際情勢

の悪化に伴う原材料費の高騰などもあり、先行きが不透明な状況であるとしております。

地域経済の発展は、地域の持続的発展に不可欠な要素でありますことから、本市では、企業支援の取組などを進めているところであります。

このような状況にあつて②のところになります関係条項は、それぞれ、自主自立の市政運営を行う自治の基本理念や、地域の持続的発展に向けて市政運営において市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するよう努める行動原則について規定しているものでありますことから、関係条項の必要性そのものも内容を変更する必要性もないというふうに評価いたしました。

評価結果といたしまして、いずれの関係条項も変化する必要なしという評価です。

続きまして14ページ、2-3 財政運営でございます。

こちらは財務省の各種資料ですとか、本市の決算資料等をもとに分析の方をさせていただきます。

こちらは考察の①情勢分析のまとめといたしまして、我が国の財政状況は、国債への依存度が高い状態が続いており、将来世代への負担が年々増大している。本市の財政状況は、国の制度変更等やこれまでの行財政改革の取組もあり、主な財政指標が改善しているものの、昨今の社会経済情勢の急激な変化や将来需要を踏まえ、引き続き計画的な財政運営を図っていくということになっております。

②といたしまして、こうした状況の中で、自立した市政運営の基礎となる健全な財政運営を行うために設けている各関係条項の必要性は変わるものではないと、さらに関係条項は、それぞれ上位法に即した基本的な事項を規定しているものでありますことから、内容を変更する必要もないものと評価いたしました。

こちらの評価結果につきましても、いずれの関係条項も変更する必要はないというふうに評価をさせていただきます。

続きまして16ページ、2-4 地方分権でございます。

こちらは地方分権の動向につきまして、内閣府の資料ですとか、あと市の関係課への取組状況の聞き取り等により整理いたしております。

考察といたしましては、国は地方分権改革を進めるため、事務・権限の移譲や規制緩和等の取組を継続しており、本市でもこれを受けた取組を行っています。

このような状況にあつて、本市が国・県と適切に役割分担し、法令の自主的な解釈運用を行うなど、自主的かつ自立的な市政運営を行っていくために設けている各関係条

項の必要性は変わるものではない。同じく、関係条項はそれぞれ、自主自立の市政運営を行う自治の基本理念や行動原則とともに、総合計画を指針とした計画的な市政運営を行う基本的な事項ですとか、政策法務に対する積極的な取組姿勢について規定しているものでありますことから、内容を変更する必要はないものと評価させていただいております。

④につきましては、これは先ほど来申し上げております、地域自治推進プロジェクトに基づく検討の結果によりましては、関係条項の変更が必要となる場合も想定されますが、市民による自治の重要性や自主自立のまちづくりを推進していくといった基本的な考え方は変わるものではないということを、ここに記載しております。

続きまして2-5、20 ページ、情報の共有と適正な管理につきましてです。

こちらは、総務省の情報通信白書や市の関係課への聞き取りにより整理しております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ICTの利活用が進展していることなど、ここでまとめております。

また、ICTの活用、普及によりまして、労働生産性の向上や地域の活性化などに向けた取組などが促進され、社会の変革への貢献も期待されるところでございます。

国は地方公共団体でのDXの推進や、個人情報保護制度の見直しを進めており、当市も適正に対応していこうとしているところでございます。

こうした状況にあって、各関係条項の必要性は変わるものではございませんし、内容を変更する必要性もないものとしたしまして、評価結果は、いずれもの関係条項も変更する必要はないものというふうにさせていただいております。

23 ページ、2-6 人権でございます。

こちらは法務省の人権教育・啓発白書ですとか、上越市第5次人権総合計画等をもとに、どのような人権問題が発生しているか、また、国や市の取組の状況について整理しております。その中では、とりわけ外国人市民の増加に伴う各種の課題についても記載しておるところであります。

考察といたしましては、近年では、特にインターネット上の人権侵害ですとか、いわゆるコロナ差別、性的少数者に対する偏見や差別などが深刻化しており、当市では、あらゆる差別の早期解消に向けた取組を進めているということです。

また、当市では外国人市民が増加しており、互いの文化や風習等の違いを理解し、市内で暮らす外国人が安心して暮らせる環境づくりが求められているという状況をまと

めております。

このような状況につきましても、自治基本条例の関係条項の必要性は変わるものではございませんし、関係条項の内容を変更する必要もないものとして、そのように評価をさせていただいております。

長くなりますが、26 ページ、非核平和に係る社会動向でございます。

こちらは、防衛省の防衛白書により、国際平和に関する情勢を分析いたしました。

また、非核平和友好都市宣言を行っております本市が進める、戦争の記憶や平和の尊さの啓発ですとか、海外の自治体との平和友好交流の取組の状況も整理しております。

こちらにつきましても、戦争の記憶や平和の尊さを後世に伝え、海外の自治体等々の平和友好交流の取組を進めていくために設けられております関係条項の必要性は、普遍的に変わるものではございませんし、関係条項の内容の変更につきましても、同様でございますので、評価結果といたしましては、いずれの関係条項も変更する必要なしというふうに評価をさせていただいております。

27 ページの 2-8 災害等の発生状況でございます。

こちらは、内閣府の防衛白書等をもとに近年の災害の発生状況や、国の防災対策の動向及び本市における防災の状況について整理させていただいております。

考察の①のところで情勢分析のまとめをさせていただいておりますけれども、自然災害の激甚化・頻発化が見られると、公助による支援だけでは限界があるため、住民の自助、共助を主体とする防災政策への転換が必要とされている一方で、高齢化や人口減少等に伴い、地域防災力の実効性の低下が懸念されているということでございます。

今後、地域防災力の維持向上のための支援体制の検討に取り組む必要があるといった中で、安全・安心な市民生活の確保に向けて、市民と市長等がそれぞれの役割から、防災対策に取り組んでいくための関係条項の必要性は変わるものではございませんし、関係条項の内容変更の必要もないということといたしまして、評価結果につきましては、こちらもいずれの関係条項も変更の必要なしというふうに評価をいたしております。

30 ページになります、2-9 治安・防犯の動向についてでございます。

こちらは、法務省の犯罪白書、上越市のみんなで防犯安全安心まちづくり推進計画等々をもとに、近年の犯罪の発生状況ですとか、市内での防犯対策の状況について整理しております。

考察の①、我が国では、刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方で、児童虐待事件が

深刻化・複雑化しております。市内でも特殊詐欺の被害が相次いでおり、多様化・巧妙化する犯罪に対応するため、地域ぐるみの防犯活動が引き続き求められているといった状況が続いております。

こうした状況にあって、関係条項の必要性は、もちろん変わるものではございませんし、関係条項の内容を変更するものではないということといたしまして、いずれの関係条項も変更の必要なしというふうに評価いたしております。

32 ページの 2-10 環境でございます。

環境問題につきましては、国、環境省の環境白書ですとか、市の第三次環境基本計画、及び市の関係課への聞き取り等により、世界、日本、当市において課題となっている環境問題やそれぞれに対する取組の状況をここで整理させていただいております。

考察の①といたしまして、地球温暖化等の環境問題は、引き続き人類共通の課題となっております。当市では、市民や事業者と連携協力し、生活環境、自然環境等の四つの分野から環境保全の取組を進めており、今後は地球温暖化対策について一層の強化を図ることといたしております。

こうした状況にあって、当市の健全で恵み豊かな環境を継承し、海外の自治体等との連携交流を通じて、環境問題の解決に貢献していくために設けられている関係条項の必要性は変わるものではないと、関係条項の変更の必要性についても見当たらないということで、いずれの関係条項も変更する必要なしというふうに評価をさせていただいております。

最後になります。34 ページをお開きください。2-11 法令改正等の動向であります。

こちらは、この自治基本条例で定めている基本的な理念や仕組みは、市政運営におきまして個別の条例、計画、制度等によって具体化されており、その中には国が定める各種法令に基づくものもあるというふうに記載しております。

1 枚おはぐりいただいて、36 ページ、37 ページをご覧くださいますと、この表の左側に自治基本条例の条項がございまして、これに関連する個別取組と書かせていただいておりますけれども、それが、条例、計画、制度等ということになります。

例えば、36 ページの一番上の自治基本条例第 3 条、自治の基本理念、市民主権のところは、上越市第 6 次総合計画がそこに紐づく計画であるというふうな形で、関連する条例、計画、制度等について、対置する形で整理させていただいた表がこちらでございます。

これらの計画、条例、制度につきましては、また、国や県の根拠法令に基づくものも

あるというふうに冒頭記載させていただいております。

それらの国の根拠法令が、例えば、社会情勢などにより、一部改正とかという動きになったときに、それに連動する形で、要はオートマチックに関連条項について変更するという動きも一方でございます。

ここに掲げる条例、計画、制度等、65 項目ございますけれども、それらの中で元となる根拠となる法令等で変更のあったものはないかどうかというチェックの方もあわせてさせていただいたところであります。

その結果 1 件ございましたのが、個人情報の保護に関する法律の一部改正というものがございまして、こちらは 36 ページの下から 4 行目の第 20 条、個人情報保護に関連する上越市個人情報保護条例の一部改正を伴うこととなります。

これに伴いまして、自治基本条例の第 20 条の規定につきましても、一部改正が必要となりますので、併せて 12 月議会に提案することといたしております。

こちらは、皆様からご審議、ご議論いただく社会経済情勢の変化というよりか、国の根拠法令の変更に伴う、要は機械的な整理ということになりますので、この検証委員会との議論とは切り分けた中で、こういった動きもあるということをご承知おきいただければと思います。

以上が、走り走りになりましたけれども、11 項目に関する私どもの分析評価でございまして、以上のとおり全ての項目についての関係条項の必要性は変わらず、また、関係条項の内容を変更する必要もないものと整理させていただいたところでございます。

長くなりましたが、事務局からの説明は、以上となります。

#### 【吉田座長】

ありがとうございます。

少しまとめさせていただきますが、本条例自体がそもそも自治ということに関しての理念条例ということですので、よほどの社会経済情勢の変化がない限り変わるものではないということです。

次回以降になりますけれども、社会経済情勢という視点からそれぞれ分析をしていただき、そのもとで関連する条項が変化するかどうか、変更すべきものであるかどうか、それに関して考察いただいて評価もいただいたという素案になっております。

次回以降は、これらの素案に基づいて委員の皆さんから、情勢分析に関するもの、その他考察等々に関してご質問いただいて、検討をしていくという形、検証していくという形になります。



資料6の意見提出用紙というのが皆さんにお配りされているかと思えます。

次回が12月に行いますけれども、その前に皆さんの方で、この素案を読んでいただいた上でご質問、意見、そういったところを記載していただいて、11月30日までに提出をしていただいて、それをもとに、次回12月に会議をしていくということになると思えますので、その点ご準備のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

あと、この自治基本条例に関してそもそもどういう性質なのかというところに関しては、私もよく見ますけど、ホームページに平成20年に作っているパンフレットがあって、あれが結構分かりやすいです。全体の関係性がどうなっているかというところが分かりやすいので、今回説明していただいたところは非常に込み入った話がたくさんあるので、結局のところ委員会では、この関係条項が変化をすべき社会経済情勢があったかどうか、そういったところをやっぱり判断していくということになりますので、そちらも確認していただけると良いと思えますし、あと、逐条解説書というものが資料5にも付いていますので、細かいところの内容とか解釈とか、そういったところに関して資料等ありますので、そちらを逐次参考にしていただいたらいいかなと思えます。

それでは説明していただいた素案に関して、全体通して、まずご質問を承りたいと思えます。

もし質問がある方がいらっしゃれば、挙手した上でよろしくお願ひしたいと思えますが、いかがでしょうか。

#### 【岡田委員】

まちづくりの岡田です。

全体を通してなんですけど、全般的説明を受けたのですが、なかなかボリュームも結構あって、分かりづらいいかなと思えます。

ですので、もし可能でしたら、今までのところと違った、変更した点というのをまとめて、というか比較して資料にさせていただければ、さらに分かりやすいかなと思えます。

私も聞いていたのですが、なかなか全部というところと分かりづらいいところがあるので、そういうふうにしていただけると、それに対してどうかというのも分かりやすいので、できればそういうふうにしていただければ助かります。

#### 【佐藤参事】

私共の方も、内部でもそういった比較表のようなものがあると理解しやすいのではないかなという意見もあったのですが、今回これでいかせていただきましたが、皆

さんに少しでも分かるような形で工夫させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

**【吉田座長】**

平成 29 年の時にやったときの、例えばこういうデータと同じような情勢分析等々あると思いますので、例えば数字の変更とか、変化したところとか、そういったところがあれば、おそらくこの 5 年でさらにどう変化したのかというところが見えてくるかなと思いますので、可能であればそういう資料もいただけるといいかなと思います。

**【内海委員】**

資料No.3に見直しの経過というのがある、1 回目の見直しの経過、2 回目の見直し経過とあるのですが、その中では、(1)市のセルフチェックの実施というのが入っていたのですが、今回のスケジュールの方だと市のセルフチェックという言葉が入っていないのですが、細かい話で恐縮なのですが、その辺りは何か方法が変更されているのか、実質的に変わらないよということなのか、説明いただくとありがたいなと思います。

**【佐藤参事】**

ありがとうございます。今回の 3 回目の見直しに当たりまして、市のセルフチェックというものを実施しておりまして、そこについて記載がなされていなかったものですから不揃いになっておりますけれども、2 回目同様 3 回目におきましてセルフチェックの方はさせていただいておりますので、そのようにご承知ください。ありがとうございます。

**【吉田座長】**

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に委員の皆様から先ほどの素案、たくさん一気に説明していただいたのですが、聞かれた上でそれぞれご自身の現在の活動をされている中でどういうことを感じられているのか、一言でいいので、感想を一言ずついただいた上で閉めたいと思います。

丸山さんから、よろしくをお願いします。簡単で構いません。

**【丸山委員】**

今回初めて説明を聞きまして、基本的な質問で大変恐縮です。

まずもって、ご説明の中に議会への説明というものが出来ましたが、私たちは、議会へどのような文言で説明されるのか分かりません。いつ、どのようにそのような文言が決められて、そういう質問があげられて、決められるのか。まずこの条例を変更し

たとき、変更しないといけないとき、そういったものの流れ等々がもう少し分かりやすくご説明があればいいのではないかと思いました。

**【吉田座長】**

資料とかそういうものもあれば。

**【田中課長】**

見直しをした結果として条例を変更するとなった場合のやり方ということでしょうか。

**【丸山委員】**

流れでもよいですし、簡単に、質問に対してこういう回答がされているというものがどこかに掲載されていると思うのですけれども、この自治に関する質問がいつどこでどういうふうになっているかということが、私も調べていたのですが、分からなくて。

**【田中課長】**

これまでの議会でのやりとりということでもよろしいでしょうか。

検索して見ることはできるのですが、おそらくものすごい量かと思しますので、私どもの方で全てではないかもしれないのですが、主立ったところを集めて、整理できるようであればそれをまた改めてお示しするというのもよろしいでしょうか。

市議会も一般質問だけでなく、各所管の委員会でも時折この条例に関する話題が出ているのは私も承知しておりますので、ある程度かいつまんで整理させていただきたいと思います。

**【吉田座長】**

今回の件に関して、4 回目のときに、もしそういう市議会等でいろいろ声が出てきたときには、多分そこで対応されるという形に。

**【田中課長】**

そうです。資料No.4 に書いてあるとおり、先ほど説明いたしました、来年の1月下旬辺りで今現在のこの検証の状況を議会の方にお示しをして、その場でまたいろいろご意見をいただきます。その結果は4 回目に皆さんにお伝えいたしますが、それ以前のずっと昔からのやりとりだというふうに理解いたしましたので、それは先ほど申しましたとおり、別途整理したいと思います。

**【上原委員】**

ほんの感想ということになってしまうのですが、今ご説明を聞いておまして、あくまでも理念条例という点が大変大事であって、本質はよほどの社会経済情勢の変化が

ない限り変わらないということもよく感じました。そして、それに基づいて今のご説明を持ち帰り、よく思い出しながら自分でも詳しく熟読してみたいと、本当に今まだ何も分かっていないので恥ずかしいのですが、理念条例ということの大切さを改めて感じました。

ありがとうございました。

#### 【熊木委員】

今ほどの意見と似ているといえば似ているのですが、基本理念は理解しているのですが、現実ここ最近、地域自治とか分権というのがやたらと出てくるのですが、地域住民はあまり理解してないです、ざっくり言いますと。

では、どこまで地域に任しているかという、100%任していないと。いわゆる自治、地域自治というものの地域のとらえ方とすれば、やはり財政、お金があって、それを使い方を決定するのも自分たちだし、実行するのも自分たちだと、そういう概念ですね。

ところが、今市がやっている地域協議会もそうでしょうけれど、若干変質しているとか、活動が。それは否めない。当初のスタートと現実に関今の地域協議会は、有名無実という怒られますけれど、ほとんど活動的にはあまり意味がない、ざっくり言いますと。

理念だけは正しいです。理念上置いておくのは正しいけれど、実効性があるかといったら、地域協議会の人みんな頭を抱えている。我々は何のためにいるのだと。相談所ではないのだと。予算を獲得するための相談員ではないのだから、そういった部分でそこら辺を、理念は理念でよろしいのですが、そこを実行するに当たってどう結びつけるかということが住民にとっては大事なことで、そこら辺の紐づけというか、実行力を持たせる何かがあれば、条例なのでしょうけれど、そういうのがない限りは、非常にお題目は結構ですということになってしまう。これが地域の人々の考えだろうと思いますので、よろしく願いいたします。

#### 【田中課長】

ありがとうございます。

まさに今ほど言われたようなお考えを地域自治推進プロジェクトを通じて、28 区の地域の団体の皆さんにいろいろご意見を伺いながら、整理をしていきたいと思っております。

自治基本条例は本当に理念条例でございますし、都市内分権の条項は条例上規定してありますが、基本的には地方自治法に基づく地域自治区の制度として、地域協議会を

置かなければならないとあり、その地域協議会の役割として、今、別の条例で規定してあるというそういう立て付けになっております。地域協議会が市政に対して意見を述べるができるという権限を持っていますので、それを基本としてこれまで運用してきましたが、今ほどのようなご意見を含めてこれからプロジェクトの方で整理をしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

#### 【岡田委員】

意見として先ほどちょっとお話しさせてもらったのですが、その他とするとやはり、この自治基本条例ですので、見直し期間ということでこれはすごく必要なことだと思います。

5年に1回ということで、その中で変えなきゃいけないものは変えなきゃいけないし、残さなきゃいけない、継続しなきゃいけないものは継続しなきゃいけないところなのですが、私たち委員のほかにもパブコメがあるのですが、そういった意見をやっぱり出しやすくして、それを反映できるようにしていただきまして、それで、まさにこの市民の声を聴くということで、改正だけではなくて、通常もやっぱりそういう声を聴けるような体制づくりをとっていただければいいのかと。結構個々に声というのは聞こえてくるので、そういうのをやっぱり地域協議会だったり、こういう自治の方で聞こえるような体制づくりを作っていただければなおさらいいのかと。今も市民の声はあると思うのですが、特にこれを機会にもう少し見直していただくのも必要なのかなと思いました。

#### 【田中課長】

熊木委員と同様、ご意見を参考とさせていただきたいと思えます。

#### 【吉田実委員】

この基本条例については、非常に立派なもので、私は素晴らしい、よく作られたものだと思います。

ただ、私が感じるのは、実際のいろんな関わりの中で、例えば環境ですと、宮越さん以降、木浦さん以降非常に環境に対するイベント、大きなイベント、環境フェアとかがなくなって、今自主運営です。

上教大の先生が事務局になって、私も実行委員長なのですが、市民に任されておんぶにだっこで、市民大学というのも昔は市が主催していたのですが、今OBに任せてOB主体のもので、一応補助金をもらっていると思うのですが。

協働なのですが、どっちかという市民側にも被せて、財政再建というか支出を抑えるためのそういった方向転換。だから、私が感じたのは、非常に市のそういった活力というか市民との協働というか、その市民側の行政サービスの簡素化というか、そういったものは非常にマイナスに思っています。

特に私が切実なのは、こういった環境ボランティアのそういったリーダーが高齢化し、昔13町村合併のころ市民環境プロジェクトが立ち上がってきたのですが、そういう時に集った人たちが、すごく意欲を持った人たちが、今その継続でやっているのですが、そのあとの後継者がいないのです。そういった人材づくりも遅れている。

だからそういうものを、どうこの基本条例に加えて直して進めていけばいいのかなという感想を持っています。

#### 【佐藤参事】

先ほど来申し上げております地域自治推進プロジェクトというものがあまして、先ほどから理念条例、理念条例というふうにおっしゃっていただいております、自治基本条例も確かにそのとおりだと思います。

そうした理念をめがけてというか、理念に基づいて先ほどお示したような様々な条例があったり、制度の仕組みがあったり、地域自治推進プロジェクトもその中の一つに位置付けられるのかなというふうに思っていますけれども、そういった中で、今ほどの意見、地域における人材の確保も、私ども、まさに課題の一つとして認識をしておりますし、そういったものをその理念条例に基づいて、実効性のある取組に変えて、そこを計画的に進めていくということをしかりとやろうと思っておりますし、その面ではまた、この検証委員会からは離れるかもしれませんが、吉田さんはじめ皆さんからまた意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【野上部長】

私の方で環境の方も担当しておりますので、一言ご発言させていただきます。

地域自治推進プロジェクトのほかに、市の方で脱炭素社会プロジェクトということで、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めているところでございます。

その中でやっぱり大事なのが、市だけではなくて、企業の皆さんだったり、市民の皆さんと一緒にこの取組を進めていくことが大事だというふうに考えておりますので、まだ具体的などいうことをやるかというのはお話しできませんけれども、そういった中でそういった環境団体の皆さんとどうやって啓発などやっていくかというのは

また重要な視点だと考えておりますので、しっかりと検討していきたいと思えます。

**【村田委員】**

すみません、教えてください。この条例については、早々と市の当局から私どもに送らせていただいていたのですが、私個人的には、昨日、おとといと二、三日前から見ただけで、まだよく今日の会議に出させてもらっても皆さんのようにテーブルに乗っているような感じではないのですが、この基本条例というのは、前文から始まって第1条から全部でこの45条まででよろしいですか。

**【田中課長】**

はい、結構です。

**【村田委員】**

そして、附則ということになって、44条まで、これについて検証するというのが基本ですよ。

そうすると、この11月30日までに意見を出してくださいと言われても、この44条まで全部に対して意見を出すのだろうと思うのですが、なかなか1週間もない中で私的には非常に難しいというか、無理な部分があるのですが、第1回でこの意見を全て44条に対して出ささいということなのですよ。

会議を重ねていく中で、2回目、3回目に出してもいいのではないかなと思うのですが、私個人的な話なので恐縮なのですが、見解をお願いいたします。

**【佐藤参事】**

ありがとうございます。

確かに本当にたくさん、45条からなる条例でございますし、本当に、逐条解説とあわせてその趣旨も読み取りながらということになると、大変時間もかかると思えます。

村田委員も言われるとおり、確かに時間もかかると思えますので、11月30日というのは一つの期限といたしましてお示しいたしますけれども、それまでにご覧いただける、ご確認いただける範囲で結構ですので、ご意見の方をいただければというふうに思えます。

会議は、またこの後も2回、3回と続いてまいります。報告書の位置付けも議論に伴って変わってくる面もありますけれども、その都度、その時々でのご意見をいただければ結構だというふうに考えておりますので、11月30日までは見ていただける範囲の中でご意見いただければと思えますので、よろしくをお願いいたします。

**【田中課長】**

実際、意見提出用紙でいただいた意見、いただければその次の会議の時にスムーズにことが進行するかなという思いがありますし、そもそも会議の本番の場で、いろいろご意見いただくことは当然のことだと思っていますので、できる範囲で結構でございます。よろしくお願いいたします。

#### 【石田委員】

安塚区で地域協議会委員をしているのですが、地元の住民の方は、地域協議会というのはどんな仕事をしているのか、全く興味がございません。

その中で私たちは、協議会委員になったときに、専門的なこの自治基本条例に対しての知識も全くありませんし、私たちの立ち位置がなかなか分からない。

任期は4年なのですが、その中で何かをしなければいけないのだろうなというのは分かっているのですが、あっという間に期限が過ぎていってしまいます。

今年安塚区では、安塚区民、中学生以上全住民に、安塚が住みやすいというのはどうということだろうと全員にアンケートをとりました。

そのアンケートを集計して、その結果で自分たちができることとして、安塚に対して何ができるだろうかというのを今、現在実行中です。

それぐらいこの地域自治に関して、地元の住民にどれだけの権限というか予算とかを与えられて、自分たちの住みやすいように作り上げていけるのだろうかというのは、全く考えが及びません。ただもう試行錯誤して、とにかく何かやらなければいけないということで今動いている状態です。

そんな中この自治基本条例を検証してどうのこうのと言われても余りにも難しすぎて、皆様のご意見を聞いてついていけるかどうかということが一番の心配で、この場においていいのだろうかというのが今の正直な考えです。

#### 【田中課長】

ありがとうございます。石田委員が言われたのは、まさにその現場というか、本当の活動という面での地域の自治というお話だったかと思います。

先ほど説明しましたように、これから地域の方に我々も入っていきますので、今のようなお話をいろいろお聞きしながら、そういう実行という点に関しては、別途検討していきたいと思っています。

この条例は、あくまでもこの条文、書かれている内容が世の中の動きに照らし合わせた時に「これは絶対直さなきゃいけない」とか、あるいは「この条項がないとちょっとまずいのではないか」とかというような、そういった視点で見ていただくということ



で、堅苦しい仕事になるかもしれないのですが、それはそれでぜひご協力いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**【内海委員】**

社会経済情勢の分析お疲れ様でした。

改めて拝見して、やっぱり世の中すごく厳しくなっているなと思いますので、条例の条文見直しどうのというよりも、より条例の重要性が増しているというふうにとらえられるのかなというふうに感じたところです。

その中で、各論で一つあるとしたら、地域自治推進プロジェクトの成果によっては見直しがあるかもしれないということだと思のですが、言葉を選ばずに言えば、もしそうなる तोこれは結構事件だなというか、いい意味、悪い意味ということではないのですが、そこは非常に大きい話になるかなと思うので、そこは推移を見守りたいというふうに思います。

あと1点、今日もいろんな意見を皆さんから出していただいていると思うのですが、条文そのものを変える、変えないかという話だけではなくて、条文がまちづくりの助けになるように使いこなせているかどうかということに関わる意見も多いのかなと思うので、見直しの委員会の本旨ではないのかもしれませんが、ぜひそういった意見も汲み取っていただければと。私が言う立場にないかもしれませんが、そう思いました。感想です。

**【吉田座長】**

ありがとうございました。今内海さんが言われたとおり、基本的には改正すべき点があるかどうかというところを見ていくのですが、先ほどいろいろな形で意見が出たと思いますが、それに向けて動いていく上で立ち行かない状況とか、多々あるかと思えます。皆さんそれぞれの現場の方からそういう意見を様々言っていただくということがとても重要になります。ですので、そういう視点からぜひ意見を言っていただきたいと思えますし、その点皆さんよろしくお願いいたします。

議事は、今日のところは以上ということになります。

それでは、事務局の方にお返しします。よろしくお願いいたします。

(8) その他

**【佐藤参事】**

大変ありがとうございました。

長時間の審議の方、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、事務局の方から事務連絡を3点させていただきます。

まず、次回の日程についてでございます。次回、第2回目の日程につきましては、12月中の開催を予定しております。お手元の資料No.7 日程調整表によりまして、今月30日水曜日までにご都合をこちらにお知らせいただきまして、決まり次第、できるだけ早くご連絡をさせていただきます。時間は2時間程度で予定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2点目、次回の会議に向けた意見の集約についてでございます。

先ほど座長の方からご提案いただきましたけれども、素案の内容についてお気付きの点があれば、お聞かせいただきたいと思っております。ご意見やご質問について、お手元の資料No.6 意見提出用紙を活用いただきまして、こちらもお案内のとおり、30日水曜日までにメール又はFAX等でご提出くださるようお願いしたいと思います。

3点目になります。参考といたしまして、自治基本条例のパンフレットと前回の見直しの報告書を受付に用意しましたので、ご希望の方は、お持ち帰りください。

事務連絡につきましては以上となります。

#### 【吉田実委員】

日程の件なのですが、できれば1週間くらい前に分かれば、勤務等の調整ができるのですが、例えば今事務局でやりたい日とかはないですか。そこでみんながよければ決めて欲しいのですが。

#### 【田中課長】

この日というのは正直持ち合わせていなかったのですが、ただ、資料No.4に書いてあるとおり12月下旬辺りかなという程度で考えておりまして、11月末締切で一応ご意見をいただきますので、こちらの方で整理をしたりという時間もありまして。

大変恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

#### 【佐藤参事】

他にございますか。

この度このような大部の資料を時間の少ない中での事前配布となりましたので、今後、次回以降は、できるだけ早く資料の方も仕上げてお配りできるように頑張りたいと思っておりますので、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の上越市自治基本条例検証委員会を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係

TEL : 025-520-5672

E-mail : [jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp](mailto:jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp)

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。